

広島県水道企業団設立に向けた検討状況について

1 要旨・目的

水道事業の統合について、令和3年4月に設置した「広島県水道企業団設立準備協議会」（以下「協議会」という。）における検討状況を報告する。

2 現状・背景

- 令和3年4月、15市町と県（以下「構成団体」という。）で、「広島県における水道事業の統合に関する基本協定」を締結し、協議会（会長：知事 事務局：県企業局）において、水道事業の統合に向けた検討・準備を開始した。
- 現在、事務局において、構成団体における水道事業の現状や将来見通しなどを踏まえ、構成団体のほか国（総務省・厚生労働省）と協議しながら、企業団設立に向けた検討を進めている。

3 概要

（1）構成団体

15市町及び県

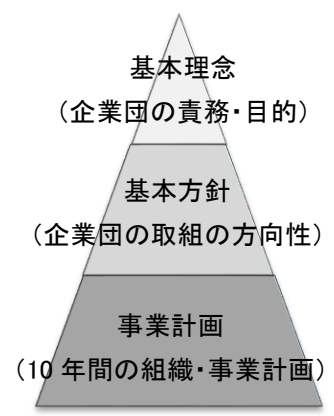
〔 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、県 〕

（2）検討状況

検討状況は、事務局において「広島県水道広域連携推進方針」を基に取りまとめたものであり、今後、協議会で構成団体の意見を踏まえて整理する。

ア 基本理念等

基本理念（案）
<ul style="list-style-type: none">○ 企業団は、多様な背景を持つ市町と県が統合し、相乗効果を発揮するとともに、環境の変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することで、住民福祉の向上と地域経済の発展に寄与する。○ 企業団は、水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献する。



基本方針（案）

- **上質なサービスの提供**
 - ・水源保全や適切な水質管理による安全・安心・おいしい水の提供
 - ・低廉な料金の維持
 - ・デジタル化などによる便利で快適な住民サービスの提供
- **施設・維持管理の最適化**
 - ・国交付金を最大限活用し，全体最適の観点から施設を再編整備
 - ・デジタル化や重複業務の一元化，民間活用などによる効率的な維持管理
 - ・施設の強靱化，バックアップ機能の強化などによる危機管理体制の強化
 - ・効率的な水運用や高効率機器の導入などによる環境負荷の低減
- **組織・管理体制の強化**
 - ・簡素で効率的な組織，柔軟で機動的な組織の整備
 - ・迅速な意思決定や経営の健全性確保が可能なガバナンス体制の整備
 - ・計画的な人材育成による水道の専門家集団の構築

事業計画（案）

作成中

企業団の組織体制，業務運営，施設整備，収支計画 など

イ 組織体制

（ア）経営形態

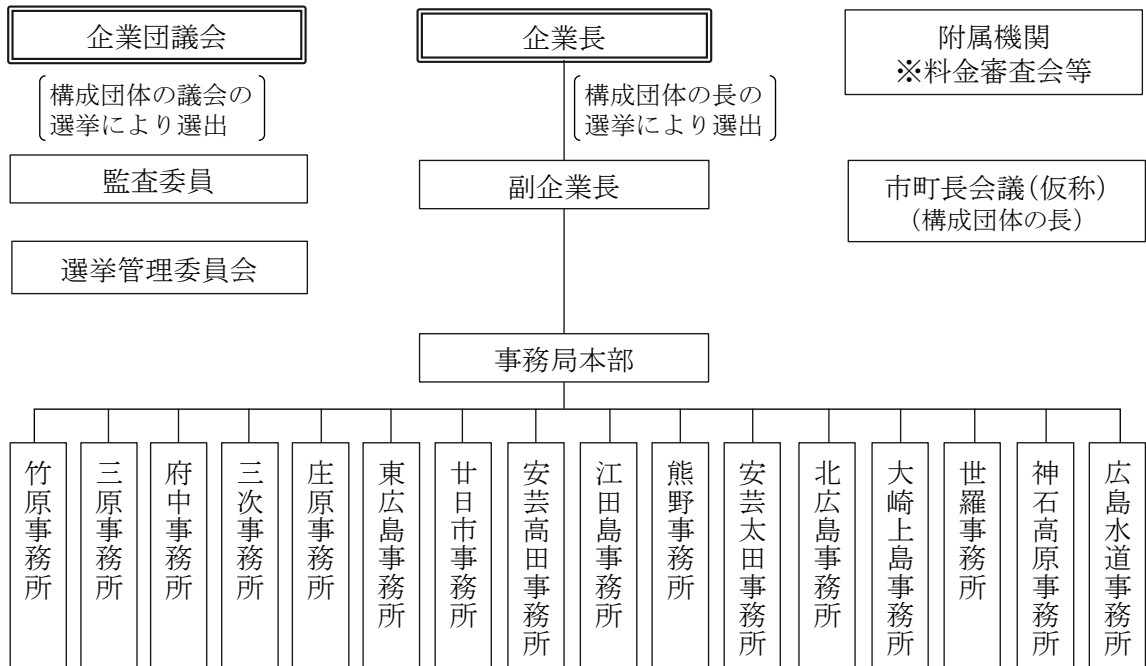
広域行政の柔軟な受け入れが可能な「広域連合企業団」（特別地方公共団体）とする。

〔国から権限の委譲や事務の委任を受けることができ，一部事務組合と比べ，広域的
事務をより主体的に運営することが可能〕

（イ）組織

- 地方自治法の規定に基づき企業団議会，企業長，監査委員，選挙管理委員会を設置
企業団議会議員：構成団体の議会による選挙で選出
企業長：構成団体の長による選挙で選出
- 事務局は，本部と事務所を設置（事務所は，各市町と県企業局の地方機関に設置）
- 事業開始時の職員は，地方自治法に基づく構成団体からの派遣によることとし，職員定数は，構成団体の現行職員数を基本に，業務量に応じて定める。
- このほか料金審査会（仮称）などの附属機関や構成団体の長で構成する市町長会議（仮称）などを設置

【水道企業団の組織イメージ】



(3) 今後の対応

現在、事業計画（案）を検討中であり、今後、事務局で作成するたたき台をベースに構成団体と議論を進め、令和3年11月に開催予定の第2回準備協議会において、事業計画骨子を取りまとめる予定

(4) 予算（単県）

69,494千円（協議会の運営，企業団設立及び事業開始に向けた手続き等）

4 その他（関連情報等）

- 準備協議会の開催状況や水道事業の広域連携の取組については、県ホームページに順次、掲載
(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/253/>)
- 統合以外の連携を選択した市町とは、研修の共同実施などの具体的な連携方策について検討を進めている。

【参考1】 広島県における水道事業の統合に関する基本協定（概要） 令和3年4月26日締結

1 統合の目的

健全な経営基盤を確立し、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する。

2 統合する事業

構成団体が経営する水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業

3 統合の時期

令和5年4月1日を目途

4 統合の方法

現行の事業ごとに経理を区分し、別料金とする経営統合

5 経営の主体

地方公営企業法第39条の2に基づく「企業団」又は「広域連合企業団」

6 運営体制

事業開始時は、構成団体が企業団へ職員を派遣することで維持

7 資産等

- 構成団体が水道事業の用に供している資産、負債及び資本は、企業団に無償で引き継ぐ。
- 剰余金等の資金は、現行の事業ごとに区分管理し、貸付を除き、他事業に流用しない。

8 準備協議会

- 構成団体は、水道事業の統合に向けた検討及び準備を円滑に行うため、構成団体の長を構成員とする企業団設立を検討・準備するための協議会を設置
- 構成団体は、統合への参画が困難と判断した場合は、協議会を脱退することができる。

9 事業計画

協議会において、広島県水道広域連携推進方針及び本協定に基づき、事業計画を策定

【参考2】 水道企業団設立・事業開始に向けたスケジュール

	R3年度	R4年度	R5年度
水道企業団	基本協定締結(4月) 企業団設立準備 (事業計画・組織、管理体制・住民周知等)	企業団設立許可申請(総務省) 企業団設立(11月) 水道事業認可申請(厚生労働省) 業務引継等	事業開始(4月)
準備協議会	●第1回(4/26) ●第2回(11月) ●第3回(2月)	●第4回(7月) 事業計画案 事業計画素案 事業計画骨子 県議会・市町議会 企業団設立議決(9月)	